

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新				旧					
<p>1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)株券</p>				<p>1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)株券</p>					
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率			
預託手数料	預託を行った参加者	(1) 1日の預託株数が5億株以下の部分	1株につき	0円	預託手数料	預託を行った参加者	(1) 1日の預託株数が5億株以下の部分	1株につき	0.003円
			1株につき	0円				1株につき	0.001円
		(2) 1日の預託株数が5億株超10億株以下の部分	1株につき	0円			(2) 1日の預託株数が5億株超10億株以下の部分	1株につき	0.0005円
			1株につき	0円				1株につき	0.00025円
			1株につき	0円				1株につき	0.000125円
	(3) 1日の預託株数が10億株超20億株以下の部分				(3) 1日の預託株数が10億株超20億株以下の部分				
	(4) 1日の預託株数が20億株超30億株以下の部分				(4) 1日の預託株数が20億株超30億株以下の部分				
	(5) 1日の預託株数が30億株を超える部分				(5) 1日の預託株数が30億株を超える部分				
(略)				(略)					
(注) 1. ~ 5. (略)				(注) 1. ~ 5. (略)					
(2) ~ (5) (略)				(2) ~ (5) (略)					
<p>附 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>									